

経理・人事部門の基本有用情報

## 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 短時間労働者の適用拡大(2024.10.1 施行)

2024年10月から従業員数が常時51人以上の適用事業所において、パート・アルバイトに対する社会保険の適用対象者が拡大されます。適用対象者の条件・今回新たに対象となる適用事業所に該当するかの判定方法と、新規に該当する事業所で必要となる準備や留意事項を確認していきます。

### 適用条件の確認

- ◆ **勤務時間・勤務日数が、フルタイム従業員の4分の3未満で、以下の要件に全て該当する従業員**
  - 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
    - ※ 雇用契約上20時間未満であっても、実労働時間が2ヶ月連続で20時間以上となり、引き続くこと認められる場合は3ヶ月目から対象となる
  - 所定内賃金が月額8.8万円以上あること
    - ※ 皆勤手当、通勤手当、家族手当、残業代、賞与等は含まない
  - 2ヶ月を超える雇用の見込みがあること
  - 学生ではないこと
    - ※ 休学中、夜間学生は対象となる
- ◆ **従業員数の数え方と判断のタイミング**
  - 常時51人以上の数え方は厚生年金保険の被保険者数となるため、適用拡大の対象となる短時間労働者（パート・アルバイト）や70歳以上で健康保険のみ加入している従業員は対象となりません。また法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時51人以上か否かによって判定します。
  - 51人以上となる判断のタイミングは、直近12ヶ月のうち、厚生年金の被保険者の総数が51人以上と見込まれる月が6ヶ月以上ある場合となります。
    - ※ 厚生年金の被保険者数が50人以下となった場合でも、引き続き適用拡大の対象事業者として扱われることとなります。ただ、被保険者の3/4以上の同意及び特定適用事業所不該当届を届出ることにより対象事業者には該当しなくなります。

### 適用拡大に必要な準備や留意事項

- ◆ **Step 1：対象者の把握**

社会保険に加入していないパート・アルバイトについて、労働条件や労働状況を確認し、適用条件に該当する従業員を把握します。
- ◆ **Step 2：対象者への周知、及び説明**

当該改正の概要や自社が適用拡大の対象企業であることを周知し、また適用対象者本人に社会保険加入対象であることを伝えます。社会保険の適用は、適用条件に当てはまれば本人の意志に関わらず加入することになるため、本人に十分な説明をし、今後の意向を確認します。
- ◆ **Step 3：資格取得届の準備**

適用対象者が多い場合は、資格取得届を事前に作成するなどの準備が必要となります。

### もう少し補足！

施行日において自社が適用拡大の対象企業に該当する場合、2024年9月上旬に「特定事業所該当事前のお知らせ」、10月上旬に「特定適用事業所該当通知書」が年金事務所から送付されてくるため、特定適用事業所該当届の届出は不要です。一方で、新たに社会保険に加入するパート・アルバイトがいる場合、資格取得届は2024年10月7日までに日本年金機構に届出が必要となります。

また施行日に適用拡大の対象企業に該当しない場合も、直近11ヶ月のうち5ヶ月の被保険者数が51人以上である場合は、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付されます。12ヶ月目も被保険者数が51人以上であったものの、届出を行わなかった場合は、前述の場合と同様に「特定適用事業所該当通知書」が送付され、資格取得手続きが必要となりますので、事前の準備を進めておくことが重要となります。